

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第57条 (略)</p>	<p>第57条 (同 左)</p> <p>(法人カード)</p> <p><u>第58条 本学職員は、職務執行のために必要な消耗品の購入等に係る契約において、本学がクレジットカード会社に申し込み発行された法人カード（以下「法人カード」という。）を利用することができる。</u></p> <p><u>2 法人カードの利用に関する取扱いは、財務担当理事が定める。</u></p> <p>附 則 この規則は、平成18年7月1日から施行する。</p>